

# 愛媛県指定自立支援医療機関（精神通院医療）に対する指導等実施要領

## 第1 趣 旨

この要領は、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第66条の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）（以下「指定自立支援医療機関という。」）に対して行う指導及び自主点検（以下「指導等」という。）について、基本的事項を定める。

## 第2 目 的

指導等は、指定自立支援医療機関又は指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師、その他の従業者に対し、「指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程」等に定める自立支援医療の取扱及び費用の請求等に関する事項について、周知徹底を図るために行うものとする。

## 第3 対象機関

全ての指定自立支援医療機関（精神通院医療）を対象とする。

## 第4 実施方法等

- 1 指定自立支援医療機関は、別紙1「主眼事項及び着眼点」に基づく自己点検を毎年実施し、指定更新申請の際に別紙2「障害者自立支援医療（精神通院医療）自主点検票」（以下「自主点検票」という。）を県に提出する。  
なお、点検の結果「否」がある場合、自主点検票と併せて別紙3「障害者自立支援医療（精神通院医療）自主点検票改善策記入票」を提出する。
- 2 県は、提出された自主点検票等の内容を確認し、必要に応じて実地指導を行う。  
なお、実地指導実施中に、著しい運営基準違反や著しく不正な請求が認められた場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うものとする。

## 附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。